

経営安定資金④

(金融円滑化関連)

この資金の特徴

- ☑ 取引先金融機関の破綻等により資金調達に影響を受けている方向けの資金です。
- ☑ 『大臣指定等貸付』と『知事指定等貸付』があります。
(いずれの貸付も申込みに当たっては、予め市町村長の認定が必要です。)

次のような方が対象です

- 破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、資金調達が困難な状況にある。
【大臣指定等貸付(セーフティネット保証6号)】
- 取引先金融機関の経営の合理化により、借入れが減少している。
【知事指定等貸付(セーフティネット保証7号)】
- 株式会社整理回収機構へ貸付債権が譲渡され、事業の再生を図りたい。
【知事指定等貸付(セーフティネット保証8号)】

融資条件

	運 転 資 金	
	大臣指定等貸付	知事指定等貸付
限 度 額	5,000万円	5,000万円
	併用の場合は、合計5,000万円	
利 率	年1.0%以内	年1.1%以内
	平成30年4月1日から平成30年9月30日融資実行分の利率です。(固定金利)	
期間・償還方法	1年超7年以内 据置1年以内 元金均等月賦償還	
担 保	取扱金融機関及び信用保証協会との協議により定める	
保 証 人	個人:原則として不要 法人:原則として代表者以外の連帯保証人は不要	
信用保証	付する (保証料 年0.80%以内)	付する (保証料 年0.68%以内)

資金使 途

運 転 資 金 の み
経営の安定に必要な資金

ただし、次の資金使途は融資対象になりません。

- × 借入金の返済に充てる資金(大臣指定等貸付において、破綻金融機関との取引に係るものは融資対象です)
- × 納税に充てる資金、転貸資金 等

融資対象者

経営安定資金(金融円滑化関連)は、次の全てに該当する中小企業者(個人、会社、NPO法人等)及び中小企業組合を対象としています。

1 貸付毎に定めている条件を満たしている。

大臣指定等貸付	知事指定等貸付
破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、資金調達が困難な状況にあり、市町村長からセーフティネット保証の認定 ^(※1) を受けている。	取引先金融機関の経営の合理化により、借入れが減少している、又は株式会社整理回収機構へ貸付債権が譲渡され、事業の再生が可能であり、市町村長からセーフティネット保証の認定 ^(※1) を受けている。

※1 セーフティネット保証の認定基準については、各市町村の商工担当課にお問い合わせください。

2 信用保証対象業種^(※2)を営んでいる。

※2 一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。
ただし、農林漁業、遊興娯楽業、金融業、飲食業の一部、宗教法人等は対象となりません。

3 申込みの日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一事業を営んでいる。

(県外から移転し、申込日において県内のみ事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。)

4 事業税等を滞納していない。

5 事業に必要な許認可等を取得している。 等

申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考
埼玉県中小企業制度融資申込書(様式1)	・受付機関にて配布
事業税の納税証明書等	・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等 ・納期限内に完納している場合は、領収証書でも可
最新2期分の確定申告書(決算書)の写し	・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分で可
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合
特約書(様式28)	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
本資金の利用に係る必要書類	・セーフティネット保証の認定書
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書等

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受付場所

事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
(中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会)

取扱金融機関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、原則県内に所在する本支店



融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合もあります。



お問い合わせはこちらまで

埼玉県産業労働部金融課 048(830)3801・3803

事業所が所在する地区の商工会議所・商工会

中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会



彩の国
埼玉県